

資料 4

1 計画策定の経緯

和光市においては、平成 17 年(2005 年)4月1日に「和光市男女共同参画推進条例」を制定し、条例に基づいた計画として、平成 18 年(2006 年)に「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】－男女共同参画社会の実現をめざして－」を策定して以降、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識※¹や、それに基づく社会習慣は根強く残っています。さらに、社会情勢の変化により、新たな課題も浮上しています。また、令和2年(2020 年)に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は、平常時における性別による固定的な役割分担意識を背景にした、ジェンダー※²に起因する社会課題を一層顕在化させました。

第3次計画の計画期間満了に伴い、これまでに生じた新たな課題に対応するとともに、これまで取り組んできた施策をさらに推進・発展させるための指針として、**令和3年(2021年)**に「第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン」を策定しています。

2 計画策定の背景

(1)世界の動き

【「国連婦人の 10 年」と「女子差別撤廃条約」】

国連は、昭和 50 年(1975 年)を「国際婦人年」と設定し、昭和 51 年(1976 年)～昭和 60 年(1985 年)の 10 年間を、「平等・発展・平和」を目標とした「国連婦人の 10 年」と定めました。昭和 54 年(1979 年)には、国連総会において 130 か国の賛成により、「女子差別撤廃条約」を採択し、女性の地位向上に向けた取組を進めてきました。

【「北京宣言」と「北京行動綱領」】

平成 7 年(1995 年)には、北京会議(第4回世界女性会議)において、女性施策の指針として「北京宣言」と「北京行動綱領(BPA)」が採択され、BPA の 12 の重大問題領域である「人権」、「暴力」、「健康」、「ジェンダーの主流化」が政策目標となりました。

平成 27 年(2015 年)には、「北京宣言」と「北京行動綱領」の採択から 20 年目に当たることを記念し、第 59 回国連婦人の地位委員会(北京+20)が、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価を主要テーマに開催されました。

【「国連女性機関」(UN Women)】

平成 22 年(2010)年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント^{※3}」のための国連機関の設立が国連総会決議で採択され、翌年 1 月から「国連女性機関」(UN Women)が活動を開始しました。

令和元年(2019 年)には、「2020 年北京宣言と行動綱領 25 周年記念(北京 + 25)」として、様々な国際的な取組を行っています。

【「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択】

平成 27 年(2015)年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が全会一致で採択されました。このアジェンダ(議題)では、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)(SDGs)」が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会の実現を理念としています。17 の目標の 5 番目には、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」と謳われており、この計画と関わりが深い項目となっています。

【「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」の採択】

令和元年(2019 年)に、国際労働機関(ILO)によって、職場での暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約が採択されました。

(2) 国の動き

【「男女共同参画基本法」制定】

平成 11 年(1999 年)に、「男女共同参画基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」として位置付けられ、国や地方公共団体、国民の責務が定めされました。

【「男女共同参画基本計画」策定】

平成 12 年(2000 年)には、「男女共同参画基本法」に基づき、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、平成 17 年(2005 年)には、科学技術や防災などの分野を新たに加えた「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、平成 22 年(2010 年)にはそれに続く「第3次男女共同参画基本計画」では、あらゆる困難を抱える人への対応や、男性や子どもにとっての男女共同参画についてなどが盛り込まれた「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。平成 27 年(2015 年)には、防災・災害復興施策への男女共同参画の視点や、ワーク・ライフ・バランス^{※4}の実現等について強調した「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。令和5年策定の「第5次男女共同参画基本計画」では、多様な困難を抱える女性への支援や、男性の育児休業の取得率引き上げなどが盛りされました。

【「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)の成立】

平成 27 年(2015 年)には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立しました。令和元年度(2019 年度)に改正され、事業主行動計画の策定義務の範囲が拡大されました。**直近の改正では、男女間賃金差異の公表対象の拡大、女性管理職比率の公表などが盛り込まれています。**

【ジェンダー・ギャップ指数(GGI)】

世界経済フォーラムが平成 18 年(2006 年)以降毎年公表している、社会進出における男女格差を示す「ジェンダー・ギャップ指数^{※5}」について、令和元年(2019 年)の日本のスコアは、政治分野や経済分野において女性の比率が低下したことなどから、153か国中 121 位と低い順位となっています。**令和7年(2025年)の日本のスコアは、146か国中118位であり、G7 においては最下位に留まっています。**

(3)埼玉県の動き

【「埼玉県男女共同参画推進条例」制定】

平成 12 年(2000 年)に、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

【「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定と改定】

平成 14 年(2002 年)には、「埼玉県男女共同参画推進条例」に基づく初めての計画として、「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」が策定されました。その後、平成 19 年(2007 年)に見直しを行い、「埼玉県男女共同参画推進プラン」が策定され、平成 29 年(2017 年)には、令和 3 年(2021 年)までを計画期間とした**見直しを重ね、令和4年(2022年)**には最新の「埼玉県男女共同参画基本計画」が策定されました。

【男女共同参画関連の取組】

平成 14 年(2002 年)に、「男女共同参画センター(With You さいたま)」が開設されました。また、平成 24 年(2012 年)には、埼玉県産業労働部に「ウーマノミクス課」が設置され、女性の活躍による経済の活性化を目標に掲げて、女性の就業支援や企業内保育所の整備促進などに取り組む「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」が立ち上げられました。

(4)和光市の動き

【「和光市男女共同参画推進条例」制定】

平成17年(2005年)に、「和光市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の担い手となる市、市民、事業者の責務を明らかにし、男女共同参画に関する基本的な施策等を定めました。

【「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」策定と改定】

平成3年(1991年)に、女性の抱える困難の解消に向けた総合的指針として、「第1次和光市行動計画 男女共同参加型社会わこうプラン」を策定しました。

その後、平成13年(2001年)には、「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、関係機関と連携しながら取組を進めました。

平成18年(2006年)には、和光市男女共同参画推進条例に基づいた「第2次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン【改訂版】」を策定しました。

その後、平成23年(2011年)には、「第3次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定し、平成28年(2016年)には、中間見直しを行いました。

その後、見直しを重ね、令和3年(2021年)には、「第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン」を策定しました。

【和光市要保護児童及びDV^{*6}対策地域協議会】

平成21年(2009年)には、「和光市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク(和光市DV対策ネットワーク)」を設置しましたが、平成29年(2017年)の組織改正により、「和光市要保護児童及びDV対策地域協議会」に改め、府内外の関係機関と連携し、対策を進めています。

令和5年10月の組織改正に伴い、「要保護児童及びDV対策地域協議会」につきましては、「要保護児童対策地域協議会」に名称を改め、主に要保護児童や要支援自動、特定妊婦等の支援に係る協議を行っています。こどもがいる世帯のDV等、複数の課題について支援を要する世帯につきましては、関係機関・各課と連携し、必要な支援の調整を行っています。